

○木曾地域高度情報化施設財政調整基金条例

〔平成19年3月1日〕
条例第11号

(設置の目的)

第1条 木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例(平成18年木曾広域連合条例第1号)に定める情報施設(以下「情報施設」という。)の円滑な運営を推進するため、木曾地域高度情報化施設財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて、確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により情報施設の運営に関して財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により情報施設に生じた経費の財源又は災害により情報施設に生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な情報施設の修繕、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、
広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。